

## ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社エム・イー・エル（以下「弊社」といいます。）は、（以下「本ソフトウェア」といいます。）を使用する権利を以下の条件で許諾します。お客様は本契約のすべての条件に同意した場合のみ、本ソフトウェアを使用することができます。本契約の条件に同意いただけない場合は本ソフトウェアを使用することはできません。

### 1. 使用許諾の範囲

弊社は、本ソフトウェア使用のためのクラウドコンピュータを用意します。お客様は、本ソフトウェアを、弊社指定のクラウドコンピュータに接続し同コンピュータ上でのみ使用することができます。

### 2. 禁止行為

お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアの複製
- (2) 本ソフトウェアの使用権の譲渡、販売、貸与及び担保提供
- (3) 本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル及び逆アセンブル

### 3. 保証の範囲

- (1) 弊社は、本ソフトウェアプロダクトに重大な欠陥（データの消滅、破壊などの物理的損傷）があり、そのためにお客様が本ソフトウェアを使用できない場合、欠陥のないソフトウェアプロダクトと交換するか、または本ソフトウェアプロダクトのご利用代金を返還いたします。なお、弊社の責任及び保証はこの範囲に限られます。
- (2) 弊社は、いかなる場合におきましても、本ソフトウェアの使用による結果に関しての損害の責任を負いません。また、いかなる場合も弊社の責任は、本ソフトウェアプロダクトの交換又は利用代金の返還の範囲に限られます。
- (3) 弊社は、お客様が本契約に同意し、ユーザー登録を完了してから本ソフトウェアの改訂版に関する情報、新製品に関する情報を提供します。但し、ユーザー登録の内容に虚偽があった場合はこの限りではありません。
- (4) 弊社は、お客様のクラウドシステムのご利用にあたりデータの漏えい、改ざん被害についての保証は致しません。

### 4. 契約期間

- (1) 本契約の有効期間は、申込時に定めた期間とします。

- (2) お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。この場合、本ソフトウェアプロダクトの使用代金は返還いたしません。
- (3) 本契約が終了または解除された場合、お客様は弊社提供したクラウドコンピュータに接続することはできず、本ソフトウェアを使用することはできません。

## 5. その他

- (1) 本契約は日本国法を準拠法とします。
- (2) 本契約に関連または起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決するものとします。

〒452-0808 名古屋市西区宝地町207  
株式会社エム・イー・エル  
TEL052-504-6068 FAX052-504-6067